締約国に関する情報 ＮＧ	ナイジェリア	附属書　Ｂ１ ＮＧ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Patents and Designs Registry, Commercial Law Department (Nigeria) （商法部特許意匠登録局（ナイジェリア)）
所在地及び郵便のあて名	Minsitry of Industry, Trade and Investment, Block D, Old Secretariat, Area 1, Garki, Abuja, Nigeria
電話番号 電子メール インターネット	(234) 803 334 88 06, 803 677 71 83, 703 165 16 52 iponigeria@yahoo.com patentsanddesigns@gmail.com ―
ＰＣＴ規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
ナイジェリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局（附属書Ｃ（ＩＢ）参照）
ナイジェリアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	商法部特許意匠登録局（ナイジェリア)(国内段階参照)
ナイジェリアを選択できるか？	できる（ＰＣＴ第Ⅱ章に拘束）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特　許
国際型調査に関するナイジェリアの規定	な　し
国際公開に基づく仮保護	な　し

ナイジェリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

ナイジェリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の日から２箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し